

TPP交渉の24作業部会において議論されている個別分野

以下は、我が国がTPP交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した情報をとりまとめたものである。

平成23年2月1日
外務省

【一般的留意事項】

1. TPP交渉においては、現時点では24の作業部会(注)が設置されているが、今後の交渉の進み具合によっては作業部会の再編成がありうる。また、作業部会ごとに協定テキストの「章立て」が行われるとは限らず、今後の交渉次第で複数の作業部会の成果が一つの章に統合され、または、「分野横断的事項」作業部会のように作業部会の成果が複数の章に盛り込まれる可能性もある。

(注) TPPの作業部会

首席交渉官協議			
* 市場アクセス (工業)	* 市場アクセス (繊維・衣料品)	* 市場アクセス (農業)	
* 原産地規則	* 貿易円滑化	* SPS (衛生植物検疫)	* TBT (強制規格、任意規格及び 適合性評価手続)
* 貿易救済 (セーフガード等)	* 政府調達	* 知的財産	* 競争政策
* サービス (越境サービス)	* サービス (金融)	* サービス (電気通信)	* サービス (商用関係者の移動)
* 電子商取引	* 投資	環境	労働
* 制度的事項	* 紛争解決	* 協力	「分野横断的事項」

(注) * 印は、我が国EPAにおいて、独立の章として盛り込まれたことのある分野。

2. 交渉中の TPP 協定条文案については、これまで一切公表されていない。しかし、一般的に FTA 交渉においては最近締結した FTA 条文を基本に交渉が行われることが多いため、TPPの条文案の基礎となるのは、P4協定の条文やTPP交渉参加国が最近締結したFTAの条文などとなる可能性あり。なお、「分野横断的事項」については従来のFTAにはない新しい分野であるため前例となる条文はない。

物品市場アクセス

(対応する作業部会:

市場アクセス(工業, 繊維・衣料品, 農業))

1. TPP交渉における取り扱い

- (1) 基本的に、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。このため、可能な限り、今まで締結した二国間FTAより高い水準の自由化を目指す。
- (2) センシティブ品目については、原則として除外や再協議は認めず、長期の段階的関税撤廃といったアプローチによるべきという考え方が基本。ただし、各国の状況によって個別の対応を考える必要性は認めるとの考え方を示す国もある。
- (3) 市場アクセスのオファーについては、同一のオファーを他の全ての参加国に提示する方法と、相手毎に異なるオファーを提示する方法が並立しており、最終的に譲許表を一本化するかという点については考え方の完全な一致は得られていない。

(参考)

1. P4協定の自由化

「全タリフラインについて即時または10年以内の関税撤廃」が原則。(別紙「P4協定等における自由化の状況」を参照)。

2. 我が国EPAの自由化

双方向の貿易額の9割以上(日本側はタリフライン数で84~88%)を10年以内に関税撤廃。